平成29年(ネ)第

号 離婚等請求控訴事件

控 訴 人 (一審原告)

被控訴人 (一審被告)



控訴理由書

平成29年12月20日

東京高等裁判所第9民事部A1係 御中

控訴人代理人弁護士

(担当) 同 弁護士

(担当)同 弁護士

控訴人は、以下のとおり控訴の理由を述べる。

(中略)

ア 裁判所への通い詰め

(中略)

裁判官への攻撃①(罷免キャンペーン)

(中略)

ウ 裁判官への攻撃② (裁判所外での接触)

(中略)

エ 保育園への通い詰め

(中略)

オ 警察署への通い詰め

(中略)

カ 控訴人代理人への攻撃

(中略)

は,控訴人代理人が被控訴人のSNSを見ることを見越して行われたもので あり、暗に控訴人代理人に対する復讐として刺殺の可能性を匂わせるも のである。

(中略)

仮に、離婚請求が棄却されたまま離婚訴訟が確定した場合、被控訴人は裁 判手続の終了とともに、被控訴人の家族による婚姻費用の支払いを停止する 蓋然性が極めて高く, 片親世帯が得られるはずの生活援助手当を受給できな い控訴人の経済的不利益は著しい。

